

○平塚市情報公開条例

平成14年12月20日

条例第24号

改正 平成16年12月20日条例第18号

平成19年9月28日条例第14号

平成21年12月18日条例第37号

平成25年3月22日条例第3号

平成27年3月19日条例第10号

平成28年3月17日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 行政文書の公開（第4条～第14条）

第3章 審査請求（第14条の2～第17条）

第4章 平塚市情報公開審査会（第18条～第24条）

第5章 補則（第25条～第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した市政を行う上において、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み、行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、市民参加による公正で一層開かれた市政の実現を図り、もって市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市政の運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館、美術館その他これらに類する本市の施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、又は保存している図書、記録、図画その他の資料であって、現に一般の利用に供することが予定されているもの
- (3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

## 第2章 行政文書の公開

(行政文書の公開を請求できるもの)

第4条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、その保有に係る行政文書の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を負うもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(行政文書の公開義務)

第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」

という。)が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報。ただし、当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、当該部分を除く。

エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生

活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 本市の機関内部若しくは機関相互又は本市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(4) 本市の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保を不当に阻害するもの

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を不当に阻害するもの

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる情報

(7) 法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類す

る行為をいう。)により、公開することができないとされている情報

(部分公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を損わない程度に合理的に分離することができるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるとは認められないときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに第18条第1項に規定する平塚市情報公開審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開請求に係る行政文書の内容

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以

下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下「諾否決定」という。)を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき(第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る文書を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を公開請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。ただし、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより第1項に規定する期間内に諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、第1項に規定する期間内に諾否決定をするように努めなければならない。

5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否の決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について諾否決定をする期限

6 実施機関が第1項、第4項又は前項の規定により諾否決定を行わなければならないとされている期間内に諾否決定を行わない場合は、請求者は、公開請求に対する全部非公開の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 公開請求に係る行政文書に本市以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号オ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(行政文書の公開の実施)

第12条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、行政文書の公開をしなければならない。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録

についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公開請求に係る行政文書の公開をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開との調整)

第13条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公開については、この章の規定は適用しない。

(費用負担)

第14条 この条例に基づく行政文書の公開の請求に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、当該行政文書（第12条第3項の規定により行政文書を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条の2 諾否決定（第8条の規定により、又は公開請求に係る行政文書を実施機関が保有していないことにより当該公開請求を拒否する決定を含む。以下同じ。）又は公開請求に係る不作為に対する審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第15条 諾否決定又は公開請求に係る不作為に対して審査請求があつたときは、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、平塚市情報公開審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る



行政文書を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関が第1項第2号により審査会に諮問することなく審査請求に対する裁決を行ったときは、当該審査請求に関する概要を審査会に報告しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第16条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る諾否決定を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）

#### 第4章 平塚市情報公開審査会

（情報公開審査会）

第18条 第15条に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて調査審議するため、平塚市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、行政文書の公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議して答申するほか、実施機関に意見を建議する。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限等)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることはできない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見若しくは説明又は意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、適当と認める者に審査会に提出された意見書又は資料の鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委員による調査手続)

第19条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条第1項本文の規定による審査請求人又は参加人の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書、説明書又は資料（以下「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(口頭意見陳述)

第21条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、諮問実施機関に対し、質問を発することができる。

（提出資料の写し等の送付等）

第21条の2 審査会は、第19条第2項若しくは第4項又は第20条の規定による意見書等の提出があったときは、当該意見書等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された第1項に規定する意見書等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(審査手続の非公開)

第22条 審査会の行う第18条第1項の調査審議の手続は、非公開とする。ただし、審査請求人及び参加人が口頭で行う意見陳述に関しては、当該陳述人が希望し、かつ、審査会が適当と認めるときは、公開をすることができる。

(答申書の送付)

第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、遅滞なく、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 補則

(利用者の責務)

第25条 この条例の規定により行政文書の公開を請求しようとするものは、第1条に規定する目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、それによって得た情報をこの条例の目的の範囲を逸脱するような目的で利用してはならない。

(行政文書の適切な作成及び取得)

第26条 実施機関は、第1条に規定する市民に対する市政についての説明責任を尽くし、もって適正に行政目的を達成するため、その所管する行政事務に関し、適切かつ確実に行政文書を作成し、取得するように努めなければならない。

(行政文書の管理等)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、行政文書の作成、分類、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、これを公にしておかななければならない。

3 実施機関は、その定めるところにより、行政文書の目録（電磁的記録による目録を含む。）を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

4 実施機関は、行政文書が、本市の文書取扱いに関する定めによる文書管理保存の対象とならなくなった後においても、管理保存対象であったときに、現にこの条例による公

開請求が行われているか、又は公開請求が行われる可能性が認められる場合には、当該行政文書の保存を継続しなければならない。

(利用支援情報の提供等)

第28条 実施機関は、行政文書の公開を請求しようとするものが、容易かつ的確に公開請求を行うことができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(行政文書の任意的公開)

第29条 実施機関は、第4条の規定により行政文書の公開を請求できるもの以外のものからの行政文書の公開の申出があった場合は、第2章の規定を準用して、その申出に応ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第30条 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、この条例による公開請求を受けて公開した行政文書又はそれと同種の行政文書であって、市民に説明責任を果たす上で公表することが望ましいと認められるものについて、その情報を積極的に提供するものとする。

(会議の公開)

第31条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(出資法人等の情報公開)

第32条 本市が出資その他財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に努めなけれ

ばならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の情報を適切に収集し、整理し、及び保存するとともに、出資法人等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講じなければならない。
- 3 出資法人等は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び電磁的記録の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
- 5 出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該実施機関に対し、助言を求めるものとする。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、出資法人等に対し当該公開の申出に係る第3項の文書等の提出を求め、必要と認めるときは、審査会に当該文書等を提出して、審査会の意見を聴くものとする。
- 7 審査会は、前項の規定により意見を求められたときは、実施機関に対する審査請求に係る諮問案件の審査手続に準じた手続により、意見をまとめるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第32条の2 本市の公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めなければならない。

- 2 前条（第1項を除く。）の規定は、指定管理者の情報の公開について準用する。

(情報の公開に関する制度の改善)

第33条 実施機関は、行政文書の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく情報の公開に関する制度の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により、情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審査会の意見を聴かななければならない。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(平塚市公文書公開条例の廃止)

2 平塚市公文書公開条例（平成4年条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例第5条の規定により、現にされている公文書の公開請求は、この条例第4条の規定による公開請求とみなす。

4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第15条に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

6 この条例は、施行日前に作成し、又は取得した電磁的記録については、データベース（論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索ができるように体系的に構成したものをいう。）等を除いて適用しない。

7 施行日前に旧条例第9条第1項の規定により諾否の決定を行ったが、公開を実施していない行政文書について、施行日以後に公開を実施する場合における手数料については、なお、従前の例による。

8 旧条例第13条第1項の規定により置かれた平塚市公文書公開審査会は、この条例第18条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

9 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第3項の規定により委嘱された審査会の委員である者は、施行日にこの条例第18条第3項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年12月20日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第14号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第5条第1号ウの改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第37号）抄

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中平塚市情報公開条例第5条第1号ウの改正規定及び第2条中平塚市個人情報保護条例第16条第2号イの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の平塚市情報公開条例の規定は、施行日以後にされる諾否決定又は公開請求に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた諾否決定又は公開請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による。